

大阪府内の定期報告対象建築物と報告時期

- 各用途について①～④いずれかに該当するもの。防火設備の検査については④に該当するものも含む。
- 避難階にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外(ただし下記④及び個室ビデオ店等の用途をのぞく)
※避難階とは、直接地上へ通じる出入り口のある階をいう。

令和7年度版

用途 記号	報告対象の用途	規 模 (その用途に供する床面積の合計) ※1	特定建築 物の調査	建築設備 の検査※5	防火設備 の検査
学	学校・学校施設の体育館	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの ②2,000㎡以上あるもの	令和 7年 10年 13年 (以降3年 ごとに1 回)	対象外	
館	ボーリング場・スケート場・水泳場 スポーツ練習場 体育館(学校体育館除く)	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ②2,000㎡以上あるもの			
博	博物館・美術館・図書館				
事	事務所 その他これに類するもの	①5階以上に対象用途があり、3,000㎡以上あるもの※10			
集	公会堂・集会場	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2			
映	劇場・映画館・演芸場 観覧場(屋外観覧場は除く)	②客席部分が200㎡以上あるもの ③地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3 ④劇場・映画館・演芸場で主階が1階にないもの※4	令和 8年 11年 14年 (以降3年 ごとに1回)	毎年1回 対象規模 は左記に 同じ	毎年1回 対象規模 は左記に 同じ
旅	ホテル・旅館				
病	病院	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ②2階部分の対象用途の床面積が300㎡以上あるもの			
診	診療所 (患者の収容施設があるもの)	(②は病院、診療所にあつては2階部分に患者の収容施設がある場合に限る) ③地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3			
児	児童福祉施設等(※6) (要援護者の入所施設があるもの)	④病院、診療所、児童福祉施設等にあつては200㎡を超えているもの (④のみ防火設備の定期報告に限る。)			
百	混	百貨店・マーケット 展示場・物販店			
飲		飲食店			
遊		キャバレー・カフェ・バー ナイトクラブ・ダンスホール 遊技場(個室ビデオ店等を除く)			
浴		待合・料理店			
遊個		公衆浴場			
		個室ビデオ店等 (※7に該当するものに限る)			
		①200㎡を超えているもの(避難階にのみ用途がある場合も含む。)			
寄	寄宿舎	①3階以上に対象用途があり、1,000㎡以上あるもの ②5階以上に対象用途があり、500㎡以上あるもの	令和 9年 12年 15年 (以降3年 ごとに1回)	非常用エレ ベーターが設 置されているも の (堺市・池田市 は報告対象 外)	非常用エレ ベーターが設 置されているも の※9
寄特	寄宿舎 (※8に該当するものに限る)	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ②2階部分の対象用途の床面積が300㎡以上あるもの			
共特	共同住宅 (サービス付高齢者向け住宅に限る)	③地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3 ④200㎡を超えているもの (④のみ防火設備の定期報告に限る。)			
共	共同住宅	①3階以上に対象用途があり、1,000㎡以上あるもの ②5階以上に対象用途があり、500㎡以上あるもの			

※表中①、②において、階とは、地上階を示す。

※1 報告対象規模(面積・階数の判断)については、2棟以上ある場合は、各々の棟単位で適用。(各棟の面積を合計するのではない。)

※2 表中①において、3階以上の階における対象用途の床面積の合計が100㎡以下のものは定期報告対象外。(ただし 学 事 遊個 寄 共 を除く。)

※3 表中③において、地階における対象用途の床面積の合計が100㎡以下及びその用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下で階数が2以下のものは定期報告対象外。

※4 映④において、その用途に供する床面積の合計が100㎡以下及び100㎡を超え200㎡以下で階数が2以下のものは定期報告対象外。

※5 建築設備検査報告対象は、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置。大阪府内では給排水設備は対象外。(共、共特の建築設備検査は、共用部分に限る。)

※6 助産施設、乳児院及び障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設及び更生施設、老人短期入所施設等、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設及び福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業)施設に限る。

※7 特定行政庁が条例で定める「個室ビデオ店」「カラオケボックス」「インターネットカフェ・漫画喫茶」「テレフォンクラブ」。

※8 サービス付高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、障害者支援グループホームに限る。

※9 共同住宅(サービス付高齢者向け住宅除く)の防火設備検査は、共用部分に限る。

※10 大阪府管轄の市町村・大阪市・堺市・岸和田市・和泉市・羽曳野市は別に定める。